Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

平成28年度休日納税相談窓口

日本語記事は11ページにあります。

Balcão de Consultas de fim de semana sobre pagamento do imposto do ano fiscal de 2016

Para as pessoas que por motivo de trabalho não podem vir à prefeitura nos dias de semana para esclarecer dúvidas sobre o pagamento de impostos, abriremos o balcão de consultas no quarto domingo de todos os meses. Em agosto e em fevereiro também abriremos no sábado anterior.

Balcão de Consultas de fim de semana sobre pagamento do imposto: ▶**Horário:** das 8:30 às 12:00. ▶**Local:** Primeiro andar da prefeitura. Balcão de atendimento da Secretaria da Receita. ※Contaremos com a presença de um tradutor de português. ▶**Informações:** Secretaria da Receita. Encarregado de recolhimento. Tel: 95-0117.

Funcionamento do balcão de consulta nos finais de semana durante o ano fiscal de 2016

①	24/4 (dom)	⑥	28/8 (dom)	⑪	22/1 (dom)
②	22/5 (dom)	⑦	25/9 (dom)	⑫	25/2 (sáb)
③	26/6 (dom)	⑧	23/10 (dom)	⑬	26/2 (dom)
④	24/7 (dom)	⑨	27/11 (dom)	⑭	26/3 (dom)
⑤	27/8 (sáb)	⑩	25/12 (dom)		

Guidance for Tax Payment on Holidays in 2016

Chiryu city will open a tax guidance counter on holidays for those who can not get our service weekday. The temporal counter will open on the fourth Sunday of every month; however, it will not open on the fourth Sunday in August due to holding a festival. Instead, it will open on the fourth Sunday. Besides, in August and February, our service will be also available on the fourth Saturdays. ▶**Service:** 8:30 a.m. - 12:00 ▶**Venue:** The tax payment counter at the first floor of Chiryu city hall ※Interpretation service in Portuguese is available. ▶**Inquiries:** Tax collecting section at tax payment department (Tel: 95-0117)

The Tax Payment Guidance Schedule from April 2016 to March 2017

①	April 24, 2016 (Sunday)	⑥	August 28, 2016 (Sunday)	⑪	January 22, 2017 (Sunday)
②	May 22, 2016 (Sunday)	⑦	September 25, 2016 (Sunday)	⑫	February 25, 2017 (Saturday)
③	June 26, 2016 (Sunday)	⑧	October 23, 2016 (Sunday)	⑬	February 26, 2017 (Sunday)
④	July 24, 2016 (Sunday)	⑨	November 27, 2016 (Sunday)	⑭	March 26, 2017 (Sunday)
⑤	August 27, 2016 (Saturday)	⑩	December 25, 2016 (Sunday)		

4月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所　市民相談コーナー○○

▷ところ　市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	と　き	問合せ
外国人相談（ポルトガル語の通訳など）	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー（内線159）
市民相談（市役所での手続きなど一般相談）	毎週月･火･木･金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー（☎83-1111 内線204）または市民課（☎95-0152）
司法書士相談（金銭問題、相続等）（要予約）	毎月第2･第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2･第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課（☎95-0156）
消費生活相談（消費者のトラブル相談など）	毎週金曜日 午後1時～4時	消費生活相談コーナー（内線202）または経済課（☎95-0125）
労働相談（要予約）	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課（☎95-0125）

○○各種専門分野　相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	と　き	ところ	問合せ
税務相談	4月20日㈬ 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係（☎95-0116）
教育相談	毎月第1･第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課（☎95-0136）
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課（☎95-0120）
手話相談（聴覚障がい者）	毎週火･木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係（FAX 83-1141）
女性悩みごと相談	毎月第2･第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 （☎95-0144）
DV相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

○○福祉の里八ツ田　相談コーナー○○

▷予約･問合せ　社会福祉協議会（☎82-8833）

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談（要予約）	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談（要予約）	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

カウンセリング（予約制）	毎週水・土曜日	午後1時～2時
結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時

※法律相談は毎月1日（休日を除く）の午前8時30分から予約してください

このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介しています。

【相談事例】友人からSNSで「今の稼ぎより儲かる」と誘われ、内容がよく分からないまま化粧品のマルチ取引の説明会に参加した。説明会では「会員になり、化粧品を買って人に紹介し、売れたらマージンが入る」と言われ、儲かるならと思い、その場で会員登録用紙にサインした。しかし、後で冷静になると簡単に儲かる話はおかしいと思い、やめたくなった。どうしたらよいか。

【アドバイス】マルチ取引は、友人などの身近な人から誘われ、断りにくいという特徴がありますが、「簡単に儲かる」などの話を鵜呑みにせず、契約の意思が無い場合はきっぱりと断りましょう。勧誘され、望まない契約をしてしまった場合でも、マルチ取引のうち、特定商取引法上の「連鎖販売取引」に該当する場合はクーリング・オフをすることができます。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】毎週金曜日：午後1時～4時　▶問合せ　消費生活相談コーナー（内線202）・経済課（☎95-0125）
【西三河県民相談室】月～金曜日：午前9時～午後4時30分　▶消費生活相談専用ダイヤル　☎0564（27）0999
【中央県民生活プラザ】月～金曜日：午前9時～午後4時30分、土・日曜日：午前9時～午後4時　▶☎052（962）0999